

一般社団法人守谷市スポーツ協会賛助会員規程

令和3年4月1日
スポーツ協会規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人守谷市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）定款第7条第3項に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、スポーツ協会の目的及び事業の趣旨に賛同し、入会した法人、団体及び個人とする。

2 会員は、次のことを受けることができる。

- (1) スポーツ協会発行の刊行物の配付
- (2) スポーツ協会主催の主要行事の報告、案内
- (3) ホームページへの会員名の掲載
- (4) その他

(会費)

第3条 賛助会員の会費は、社員総会で金額を決定する。ただし、スポーツ協会の設立当初においての会費については、次のとおりとし、1口以上納入するものとする。

- (1) 法人及び団体会員 1口 年額 10,000円
- (2) 個人会員 1口 年額 5,000円
- (3) 会費については、その全額を当法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

(会員期間)

第4条 会員期間は、会費の納入日から当該年度最終日までとする。

第5条 この規程の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。